

アジア国際相続支援

1 近時のアジアにおける国際相続の動向

近年、アジア地域の発展や移住に伴い、国境を越えた相続、いわゆる「国際相続」が増加しています。これは、被相続人や相続人が異なる国に居住しているケースや、海外に資産を有しているケースなど、多岐にわたります。

国際相続においては、国によって相続に関する法律が異なります。日本では、被相続人の本国法が適用されると定められていますが、他国では被相続人の居住地や財産の所在地によって適用される法律が定まるときがあります。

また、各国の法制度によっては、相続手続に裁判所が関与する手続きが必須となる場合があります。そういう国では、遺言の有効性の確認や相続人の確定、遺産の整理まで時間と費用がかかることがあります。

特に、アジア地域における国際相続は複雑であり、各国の法制度や文化の違いを踏まえた専門家による手続きを行うことが不可欠です。また、各国の法律を考慮した形式での遺言書の作成や財産の整理など、生前に対策を講じることで、相続手続の円滑化や相続人間のトラブル防止につながります。さらに、相続が発生する可能性のある国の相続制度の情報収集を行うことが重要になります。



2 One Asia Lawyers におけるアジア国際相続支援業務

アジアにおける国際相続は、国ごとの法律や手続きの違い、税制、文化の違いなどが関係し、非常に複雑なプロセスとなります。当事務所は、国際相続における経験と専門知識を活かし、依頼者の皆様に最適なサポートを提供します。

国際相続では、相続財産が複数の国に分散している場合や、外国人相続人が関与するケースが多く、国ごとの法制度を考慮した適切な対応が求められます。当事務所は、アジア各国の相続法に精通した弁護士が、各国の税務専門家と強いネットワークを築いており、国境を越えた相続手続きをスムーズに進めることができます。例えば、日本・シンガポール・タイ・ベトナムなど、多くの国における法律の違いを理解し、現地の法制度に精通した専門家と連携しながら対応させていただきます。

国際相続においては、各国の法律に適合した遺言書の作成等、事前の相続対策が重要です。当事務所では、多言語での遺言書作成をサポートし、相続発生後の遺言執行についても専門的なアドバイスを提供します。